

令和2年3月23日

各 学 部 長  
地 域 創 造 学 環 長  
光 医 工 学 研 究 科 長  
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長  
電 子 工 学 研 究 所 長  
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長  
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長 殿  
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長  
国 際 連 携 推 進 機 構 長  
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長  
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長  
附 属 図 書 館 長  
事 務 局 長  
技 術 部 長  
保 健 セ ン タ ー 所 長

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する出張等及び私事  
渡航の取扱いについて（通知）【第2報】

標記については、令和2年3月5日付け「新型コロナウイルス感染症に関する出張等の取扱いについて（通知）【第1報】」により通知しているところですが、新型コロナウイルス感染症については、感染者数が増加し、また、感染者が確認された地域が拡大しているところでは、

これに関し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症に関する出張等の取扱いについて別紙のとおり定めましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、第1報からの主な変更点は下記のとおりです。

また、令和2年3月5日付け「新型コロナウイルス感染症に関する出張等の取扱いについて（通知）【第1報】」は、本日をもって廃止します。

記

## 第1報からの主な変更点

- 第1報では定めていなかった本学の教職員の私事渡航（出張又は研修によらず、観光、帰省等のために外国に渡航することをいう。以下同じ。）について、第2報では定めることとし、これに伴い通知文書の題名を変更することとした。
- 本学の教職員の外国出張（日本と外国との間における出張及び外国における出張をいう。以下同じ。）について、第1報では外務省が公表する感染症危険情報のレベル2以上とされた地域を目的地又は経由地とする出張については認めないとしていたが、第2報では、同情報のレベルにかかわらず出張を認めないこととした。
- 第1報では本学の学生の出張についてのみ定めていたが、第2報では「本学の教職員以外の者の出張」について定めることとした。

この結果、本学の学生のみならず、他大学の教職員、海外の研究者等に外国出張を依頼することは認められないことになる。
- 本学の教職員の私事渡航について、当面の間、自粛していただくよう強く要請することとした。

(本件担当)	
国立大学法人 静岡大学	
総務部職員課	
電 話	054-238-4419
F A X	054-238-3274

## 新型コロナウイルス感染症に関する出張等及び私事渡航の取扱い

### 出張等の取扱い

#### I 本学の教職員の出張

- 1) 外国出張（日本と外国との間における出張及び外国における出張をいう。以下同じ。）については、当面の間、これを認めない。
- 2) 国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）については、必要性や感染リスク等を十分に考慮し、対応願います。

#### II 本学の教職員以外の者の出張

本学の教職員以外の者の出張については、I に準じて取り扱う。

#### III 出発前の上出張

既に発令した旅行命令等（本学の教職員の出張に係る旅行命令及び本学の教職員以外の者の出張に係る旅行依頼をいう。以下同じ。）であって、出発前のものについては、次のとおり措置するものとする。

外国出張 発令を取り消す。

国内出張 必要性や感染リスク等を常に考慮し、発令を取り消す必要があると認められた出張については、発令を取り消す。

#### IV 旅費のキャンセル料

旅行命令等の発令をこの取扱いに基づき取り消した場合において、旅費のキャンセル料が生じたときは、「新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）」（令和2年2月28日付け財務施設部長事務連絡）に基づいて処理するものとする。

新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）

[http://okpc20.adb.in.shizuoka.ac.jp/nzaimu/n\\_zaimu1/kaikeikitei/97-1.pdf](http://okpc20.adb.in.shizuoka.ac.jp/nzaimu/n_zaimu1/kaikeikitei/97-1.pdf)

【学内専用サイト】



#### V 研修

本学の教職員の研修（所属部局長等の承認を受けて勤務場所を離れて職務を行うものである。旅費の支給が伴わないものをいう。）については、I 及びIIIに準じて取り扱う。

## 私事渡航の取扱い

### I 本学の教職員の私事渡航

本学の教職員の私事渡航（出張又は研修によらず、観光、帰省等のために外国に渡航することをいう。以下同じ。）については、当面の間、自粛するよう強く要請する。

やむを得ず私事渡航する場合は、渡航前に部局の総務担当に渡航計画（出発予定日、帰国予定日、訪問日、訪問予定国、訪問予定都市等）を報告するよう強く要請する。